

平成24年度 第3回 府中市文化財保護報告会議事録

日 時 平成24年10月19日（金）午前10時

場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

出席者 田中会長、猿渡副会長、坂詰委員、中村委員、馬場委員、以上5名

事務局 浅沼教育長、江口課長、谷本課長補佐、塚原調査係長、庄司郷土資料担当主査、荻野事務職員

傍聴者 なし

1 審議事項

会長 それでは審議事項（1）について、事務局の説明求めます。

審議事項（1）国史跡武蔵国府跡の保存管理の指針について

事務局 資料1をご覧ください。前回お配りした資料では判りにくいというお話を受けまして、まとめ直してみました。

（以下資料1を読み上げながら補足説明）

1. 指針策定の目的

今後、貴重な遺跡が発見された場合の対応等を中心とした国史跡武蔵国府跡の保存管理するための指針です。

2. 保存管理の対象範囲

別紙1で説明、前回（の説明では）、範囲を黄色い太い線でかなりアバウトな状況でしたので、今回は検討用にかなりシビアにラインを入れました。ただし、このラインは、実際に遺構としてはっきり境界がわかっているわけではありませんので、一応の目安として入れたものです。

まず、国衙域の最重要地区というのが、赤いラインで示した所で、国の史跡指定地です。JR府中本町駅前の御殿地地区も含まれています。

国史跡指定地の保存管理については、文化財保護法に基づき管理される場所になります。

オレンジ色で囲まれた範囲が国衙域のなかで、特に重要な部分、国庁に相当する中枢部と考えられるエリアです。この範囲は、今後、開発計画がわかった段階で、用地を取得していく方向で対応するという場所になります。

重要施設とある場所は、市内何箇所かありますが、既に発掘調査が終わっ

て開発されている場所なので、範囲を表示することが難しいので、範囲は省略しています。

それから、前回不明確だった国府域を黄色いラインではっきりとラインを入れました。

次に、緑色のラインが国府関連地域です。竪穴建物跡や掘立柱建物跡などの遺構がさらに外側に比べて密集する範囲で、長方形の国府域からそれぞれに飛び出るような状況となっています。

国府周辺地域は、埋蔵文化財包蔵地の指定範囲で青色のライン、前回はトーンを入れた場所です。この中には、一般集落の遺跡等が含まれております。

なお、この範囲は、後ほど説明しますように、竪穴建物等の遺構、遺物の出土状況から設定しています。

3. 国府域の範囲

a. 国府域の四方について

- ①西側：竪穴建物跡が東山道武蔵路から若干飛び出ている緑色のラインです。
- ②北側：南北に道路跡が延びている地域で、それに引っ張られるように竪穴建物跡が配置されている部分が北に飛び出ている緑色のラインです。
- ③東側：国府八幡神社東側で、段丘崖に沿って飛び出ている緑色のラインです。
- ④南側：東京競馬場構内までのびる可能性がある緑色のラインです。

基本的には、黄色のラインが国府域と推定していますが、実際に竪穴建物跡等の遺構はこの範囲からはみ出ていることから、調査員の中でも意見の分かれる所です。ご意見を頂ければと思っています。

b. 国府域の様相

①竪穴建物跡（別紙2）

青色の点線が国府域で、その中の赤い点が竪穴建物跡の検出地点です。やはり、竪穴建物跡は国府域の中はかなり密集しており、周辺にいくにしたがって、その数が減少します。

②道路跡・溝・区画施設（別紙3）

国府域のなかに様々な道路網が展開し、国府域周辺とは違う状況が判ります。

③掘立柱建物跡の分布（別紙3）

掘立柱建物跡も国府域に集中していることが分かります。

④帯金具の分布（別紙4）

官人が着けたとされる帯の飾り金具や締め金具といった帯金具の出土地点をプロットしたものです。

国府域に集中する傾向が見てとれますが、国府周辺域からも出土しています。これは国府域の外縁部に関連する工房とかその労働者の居住場所があるため、周辺域からも出土すると考えています。

⑤陶硯（別紙5）

硯の出土地点をプロットした図です。円面硯、風字硯、転用硯などの種類があり、国府域に集中する傾向があります。

以上の根拠に基づき、国府域を別紙1の黄色のラインと推定いたしました。

c. 国府域の情報

①国府域の人口

前回、国府域の人口はどれ位かとのご質問がありましたので、ここに記載しました。発掘調査結果に基づき、奈良時代前半では、竪穴建物が一時期におおよそ1000棟あり、それに+ α の人口がいた計算になります。正確に一時期何人かはなかなか分かりづらいもので、こういう数字でしかご提示できません。いずれにしても相当数の人口があったことが分かります。

②これまでにわかっている施設など

これは別紙3に文字で記載しました。例えば、2つの大きな区画施設は、官衙ブロックになると考えております。また、東山道武蔵路の東側に斜めの道路が2本交差している所があり、この周辺には湧水があったと考えられることから、水場から各施設への道路と考えております。更に、東山道武蔵路を南に下りていくと、JR南武線・京王線分倍河原駅の南側で「市」の墨書土器が出土していることから、この付近に市場のあった可能性があります。

中央にある大きな区画施設の左上に、「戌亥（いぬい）の社（やしろ）」とされる国府の守護が置かれていたのではないかと推定しています。

そこからずっと南に下りた所に「大館」の墨書土器が出土した推定国司館跡があります。そのすぐ左上には「坪宮」という神社があります。

国衙の東側には、「郡名寺院多磨寺」があり、その更に東には「国府八幡神社」があります。

こういった施設が各所に見られますので、今後も国府域の発掘調査では、国府に係る重要な施設が発掘される可能性があります。これ以外の場所でも想定外の遺構が発掘される可能性もあります。

4. 保存管理の地区別対応

以上のことを踏まえて、①～⑥のエリアを設定したのが別紙6の地区区分図です。別紙6では

①第1種重要地区（国衙域、国史跡指定地）

赤い部分です。国史跡指定地です。

②第1種地区（国衙域）

オレンジ色の部分です。国史跡指定地に隣接する国衙の中核部で、保存前提地区です。

③第2種地区（国府域の重要施設など）

黄色の部分です。これが国府域にある「市」や「区画施設」等です。ここには国衙域周辺の施設も含まれます。

④第3種地区（国府域）

黄緑色の部分と赤い帯に囲まれた範囲です。これが国府域で、周辺部分は別紙1の黄色いラインを中心にしていますが、実際には遺構の分布状況が不明確な部分があるので、赤い帯状に幅を持たせています。

⑤第4種地区（国府周辺域）

緑色の部分です。竪穴建物跡が国府域から若干飛び出る部分になります。この場所でも、国府の重要な遺構が発見される可能性があると考えています。

⑥第4種地区（国府周辺域）

⑤に比べて、国府の重要な遺構が発見される可能性が低い場所です。

5. 整備と活用

今までの整備・活用事例です。

資料の説明は以上です。前回わかりにくかった部分に的を絞って、国府域とその内実について、提示させていただきました。

ご審議のほど、よろしく願います。

事務局 会長、補足説明をさせてください。

会長 はい、どうぞ。

事務局 この指針は、まだ荒削りの状態で、調査員間でも見解が分かれていることをお話ししました。どこまで国府域とするかなど、先生方にご意見を伺ってまとめていきたいと思っております。

この指針は、大國魂神社境内を中心とした国史跡の指定地を最重要地区としながら、国府域全体も対象とした指針となっており、国府域を対象とした保存

管理の指針としては全国の国府跡で初めてですので、その意味でも大変意義があるものと思っております。

また、後ほど報告事項でご報告する国史跡武蔵国府跡御殿地地区の保存整備活用基本計画の策定は、あくまで御殿地地区を対象としております。本指針については、国府域全体を対象として、大所・高所から武蔵国府跡の保存整備活用に向けた指針をご審議いただくものです。

今後の（審議）予定ですが、本日ご意見を頂きまして、年内開催予定の次回で更に検討していただき、年明けに内容の確認をしていただいて、来年2月末までに答申を出していただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

会長 保存管理と整備活用では、多少意味が違うのではないですか。この（1. 指針策定の）目的のところ、「積極的活用を図るための指針」と表現されていますが、行政としては活用を前提に考えていると思いますが、いかがですか。

事務局 まずは、保存管理ですので、遺跡を保存して適切に管理することが大前提です。今回お示しした資料は、そちらにウェイトが置かれています。ただし、それぞれの場所、遺構に応じて活用を図っていくことは必要ですので、その部分の説明は今回足りなかったと思います。

今後、整備から活用まで、本指針に盛り込んでいければと思っております。

会長 この図をみると、発掘調査がある程度終わってしまったイメージが強い。これだけ調査が終わっているのだから、すでに整備と活用が行われていると思ってしまう。発掘調査の成果は当然活用していかなければならないが、まずはこの範囲はきちんと調査が必要ですよ、調査を行って、その結果によっては保存を図っていくことをどこかに明記してほしい。

事務局 これまでに実際調査が終了している面積は、埋蔵文化財包蔵地全体の10%ほどに過ぎません。まだ会長がおっしゃるように、未掘の部分がたくさん残っていますので、決して調査が終了しているわけではありませんので、その部分を付け加えるように致します。

会長 この指針は、市議会へも報告し、市民に広く周知していくことが大事だ。当然、保存管理の方策も考えるべきだが、やはり活用するためには、きちんと調査・研究を行っていくことが重要だということを明記すべきだ。

この指針は、議会に了承をもらうことになるのですか。

事務局 議会は、報告事項になります。

会長 報告としても、議会にはかるのだから、そのことをきちんと考えてまとめる必要がある。

坂詰委員 ただ今、会長がご指摘された問題は、非常に重要だと思います。最近、私は、あちらこちらで、文化庁の担当官の出る会議で意見交換することが多いのですが、保存だけで事が止まってしまうのではなく、どのように活用していくかが大事だと。そのことを考慮してまとめていったらどうでしょうか。

特に、国の史跡指定の場合は、かなり具体的な問題が要求されると思うのです。そのことを踏まえると、今回のタイトルが「保存管理の指針」になっているのですが、国府域全体を対象とした保存管理の基本的な考え方をまとめた所は、わたしが知っている範囲ではありません。

ですから、公表された段階で、全国的にも非常に注目されるし、一つの雛形になるという気が致します。今回の武蔵国府の国史跡指定は、武蔵の国衙が大國魂神社の社叢を含む自然環境に取り込まれて保存されてきたことが文化庁にも理解していただいたと思います。

その点を強調しても良いのではないかと思いますし、他の国府跡に対する保存管理の対応の一つの雛形的な内容となる指針として作っていただければ大変ありがたいのではないかと思います。

もう一つ指摘された問題点は、調査員の中に、色々意見があるというお話でした。10人いれば10人全部意見が違う訳です。これは何処でも同じだと思います。その意味では、行政的な判断に基づく類型設定を行う必要があると思います。

それから、この資料が外に公表されると、先ほど説明がありましたように、遺構・遺物の分布図が他の国府跡の発掘調査に当たっての一つのメルクマールになると思います。硯は取り上げているのですが、出来れば、小刀の出土分布図も是非入れていただきたい。

硯と小刀は官人の必須道具ですので、それがセットで出土する状況がはっきりすれば、意味あるものになると思います。

これらの図を添付することによって、他の国府域の保存管理を考える場合に、どういうことが条件として必要なんだろうか、武蔵国府跡ではどういう事をやっているのんだろうかと当然話題になると思うのです。その意味でも、硯と小刀の出土状況がわかるように図化してもらいたい。

以上です。

会長 他の方の意見はどうですか？

中村委員 細かいことですが、資料1の2.の④で国府域が第3種、⑤で国府周辺域が同じ第3種となっています。4.の⑤というのは第4種になっています。これは合わないですね。

事務局 すみません。最初の⑤は第3種ではなくて第4種地区です。訂正させていただきます。国府域までが第2・第3種です。それ以外が第4種です。ただし、⑤については今後検討した結果、第3種に含める可能性もありますが、現段階では第4種で扱っております。

中村委員 こういう表現は、階層を多くしない方が市民に分かりやすいと思います。今の⑤と⑥というのは、⑤の発掘事例が多いので分けているのですが、これを国府周辺域としてまとめてしまい、⑤で発掘事例が出たら④にするということで、なるべく階層を減らした方が良いと思います。

それから、頂いている地図だけだと、⑥の東西の周辺地域が欠けていて、どこまで延びるかが分かりません。

事務局 国府周辺域の東西は、武蔵国府関連遺跡という東西に延びる大きな遺跡が市境まで延びています。今回は地図を部分的にしたため、東西がカットされていますので、府中市の全体図を添付するように致します。

中村委員 資料1の4.の地区別対応ですが、④で「記録保存を主体的に進めるが」とありますが、④の「主体的に進めるが」あるいは⑤の「実施するが」という逆接の接続詞を使うのではなくて、「記録保存のための調査を行い」という順接表現で、まずは、記録保存の調査を実施する、記録保存の調査を行った結果、重要な遺構が発見されたら保存するのだということを、はっきり示す方が良いと思います。

例えば、⑥では、④⑤で「協議する」というのを除いています。ここでは保存のための協議は生じないと解釈され兼ねないと思いますので。

馬場委員 全体的には納得できる内容だと思います。先程、坂詰委員がご指摘されたように、遺物の図は、別々に分けて作るのではなく、セットで作成したほうが良いと思います。色を変えたりして、一緒に盛り込むことはできないの

でしょうか。地域の特徴もわかりやすいと思いますが。

事務局 例えば、遺構と遺物を一緒にということでしょうか？

馬場委員 刀子と硯が一つの図という意味です。

事務局 それであれば可能と思います。

馬場委員 先程坂詰委員が指摘されたように、一つの図に入っていた方が市民にはわかりやすいと思います。

事務局 最終的にカラーで作成できるか検討しますが、色分けではなくて、マークにするかもしれませんが、一つの図にまとめることができるものはその方向で検討します。

馬場委員 遺物の分布図としては重なっている方がわかりやすいと思いますので。

会長 対象となっている遺物の出土状況はどうなっていますか？

坂詰委員 セットで出るのは珍しいです。小刀は、硯と異なって、常に役人が携帯していますので。

馬場委員 一つの図にしてしまうとセット関係が却って分からないということですか？

坂詰委員 それはないと思います。小刀は持ち歩くものですから、一緒に出るのが珍しいということです。逆にセットで出土した事例があれば、それはそれで面白いと思います。

事務局 次回、重ねた図を作って見ていただくようにします。

会長 官で支給された物は、使えなくなったら捨てますからね。

坂詰委員 国府跡の発掘調査現場では、遺物がたくさん出土している所でも、小刀はあまり出土しないのです。なお、追加できるのであれば、墨書土器もぜ

ひ追加してもらいたい。古代の役人は、小刀を支給されて必ず持っており、硯とセットと使います。その結果書かれた文字が残っていた墨書土器も加えた3点セットの図が作れば、具体的なイメージがつかみやすいと思います。

ただし、この資料をあまり細かくしてしまうと、膨大な材料になってしまうので、誰が見てもわかりやすいものにすることが必要です。

また、武蔵国府の国史跡指定の条件とか、指定理由などを端的に示すような記録を付けた方が、他の国府所在地自治体に対してアピールする一つの要素になると思います。

会長 指針のまとめ方としては、これでよろしいでしょうか。

坂詰委員 これまで前例がないのですが、中村委員どうでしょうか。

中村委員 そうですね。聞いている範囲では無いですね。

会長 まとめ方は、これでよろしいでしょうか。

坂詰委員 武蔵国府跡は、これまでの膨大な調査の積み重ねがありますので、他の国府と大きく違うと思います。しかし、この指針が公表されれば、おそらく他の国府所在地自治体でも大変注目されると思います。その意味では、あまり細かいことを書くのではなく、要点をまとめたわかりやすいものにした方がよいと思います。

馬場委員 この指針は、法的な規制にはなるのですか？

坂詰委員 法的な規制とは次元が違うと思います。市として、行政として、遺跡の保存と活用はどう対応していくか、その根拠となるべき資料になると思います。

そういう意味では、「これまでの発掘調査の実績から、武蔵国府をこう考えているのですよ」という府中市の立場を明確にした方がよい。

保存管理だけでなく、どう活用するのか、活用にウェイトを置くことが大事なことと思います。

中村委員 この指針は、国府の地域をある程度分けて、第一義的には、市民に国府の調査と保存・活用についての認識を高めてもらうことと思います。

場合によっては、必ず調査が必要ですよとか、指針として市が公にすると、

嫌がる人もいるでしょう。国衙中枢地区のように、公有地化を前提とした地域の住民は特にその傾向が強いと思います。

ただそれは保存のためには止むを得ない。だから、この範囲はそうするのだということを市民に知ってもらうことが重要と思います。

なお、先程、内部でも国府域の範囲にいろいろ議論があるという話がありましたが、この資料の北東の隅周辺が凹んでいる理由は何ですか。

事務局 この欠けているように見える部分は、竪穴建物跡やその他の遺構がかなり減っておりまして、国府域とその周辺部では、明らかに遺構の密度に差があることから、このように設定しています。

中村委員 別紙2で、欠けている部分は、実際には遺構が発見されていないのですか？

事務局 調査自体が少ないのですが、調査した場所でも竪穴建物跡や掘立柱建物跡がほとんど検出されていません。

この地域より南方へいくと、東西に走る道路沿いに竪穴建物跡などが集中して、東へ広がっていく地域になりますが、この北東隅付近は遺構の分布密度が明らかに異なっています。

また、この欠けている部分からは、土坑墓が発見されていますので、国府域でも何か違うエリアだった可能性もあります。いずれにしても、これまでの調査結果からは、遺構が少ない状況となっています。

中村委員 調査員の間でも色々な意見があるということですが、先程も言ったように、なるべくシンプルな方が分かりやすく良いと思います。だから、この北東の部分をあえて引っ込めている必要があるのかなと疑問に思います。別に直線の方形である必要はないですが、楕円形で示すとかしたらどうですか。もう少し単純に、分かりやすくした方が良いと思います。

会長 この部分は調査していないのでしょうか。どうですか。

事務局 この部分も調査はしているのですが、遺構は少なくなっております。ただし、今後とも開発等があれば当然調査する場所ですので、何か発見される可能性はあります。

中村委員 例えば、竪穴建物跡の分布だけで言ったら、国衙の西方、旧甲州街

道沿いの高安寺周辺だって、竪穴建物跡などの遺構は希薄になっています。しかし、この部分をあえて引っ込めることはしていません。

馬場委員 今、中村委員がおっしゃったように、おおよそ楕円形にしたらどうですか？きっちりとした線になっていると、これから外れたら、もう調査しなくて良いみたいなイメージを却って作ってしまう可能性があります。

市民球場も、綺麗に欠けていますが、これはどういうことでしょうか。

事務局 埋蔵文化財包蔵地の外のためです。

馬場委員 最初の地図に線が入っていないということですか。

事務局 はい、そうです。

馬場委員 調査されていないことが包蔵地の外になっている理由ですか。

事務局 はい、そうです。

坂詰委員 本指針も、現在の埋蔵文化財包蔵地の指定区域内での対応という前提があるわけですから、その前提をどうするかということをもまず協議しないとイケない。

学問的には、発掘調査の結果でここまでの言えるだろうというイメージはどうか、どうもイメージが沸きません。それは、時間差がこの図に全く表れていないからだと思います。平面的に発掘調査の結果による図となっています。そうではなく、例えば、何世紀～何世紀の時間差が色分けされ、どの段階で、国府城がどのように広がったか、最初はどうか含まれるとよりいいものになると思います。

もう一点は、東の武蔵国府八幡宮の所が未だすっきりしていないのですが、これはあくまで私の推定ですが、多摩郡の郡衙（郡家）跡がこの地域にあった可能性が非常に高い。そうであれば、将来、武蔵国府八幡宮における調査が行われ、この国府城の東方地域も、再検討する必要があるとか、そのような文言も入れておいた方が良いでしょう。

会長 4. の①の前に、説明として盛り込む必要があるということですか。

坂詰委員 何処かへ入れておいた方が良いでしょう。行政上の埋蔵文化財包蔵地はこう

だけど、国府の遺跡の分布範囲は学術的な成果からこうなりますという説明をした方が市民及び事業者に誤解を与えないことになると思います。これは、発掘調査の結果をどう考えるかという学問的なことと絡みますので、大変な作業になりますが、どこかにそのような断り書きを入れておかないとまずいと思います。細かくやろうとしたら、武蔵国府跡の調査研究の集大成になってしまうので、そこまではいなくてよいと思いますが。

会長 内部できちんと基準を決めておかないといけませんね。そうでないと、一般の市民は分らないと思います。範囲を示す線についての注釈が当然必要だと思います。

坂詰委員 はっきりしない所は、ある程度の範囲を明示するとか。それが仮に国府関連遺跡として市境を越えても、そういう可能性があるのだったらそれはそれで良いと思います。ただし、近隣市と十分な協議が必要ですので、行政上の課題をきちんと考えて決めてください。

馬場委員 一般市民に「府中」って言った時に、府中市の市の形しかイメージにないと思うのです。武蔵国府は、府中市の形をしている訳ではないのですよという指針で良いと思います。

坂詰委員 学問的には、今馬場委員さんがおっしゃったとおりで良いと思います。ただし、この図の作成主体は府中市ですので、行政上の取扱いが前提になっています。そのところはきちんと区別することが必要だと思います。

会長 この凹凸している理由を明記しておけば良いと思います。

坂詰委員 そうですね。全体はこうですよという凡例を書いておいたら良いと思います。

中村委員 市民球場の所は、埋蔵文化財包含地に入っていないのですか。

事務局 入っていません。

中村委員 埋蔵文化財包含地というのはどこが決めたのですか。

事務局 昭和40年代後半に、東京都教育委員会が遺跡の分布調査を実施して

決めたもので、その後改定はなされています。

中村委員 この地域を国府地域に含めることは問題ないですね。

事務局 先ほど坂詰委員からご指摘いただきましたように、あくまで本指針は行政上の埋蔵文化財包蔵地があつて、国府域を設定しておりますので、包蔵地を超えて国府域が広がっている、推定の国府域はここまで広がりますということをきちんと誤解の無いように市民に伝えられるか、非常に難しいと思います。

中村委員 二重の線が引かれることが難しいということですか。

事務局 はい。埋蔵文化財包蔵地と国府域が異なっている図は、市民に誤解を与えることとなると思います。

馬場委員 過去に埋蔵文化財包蔵地に指定した時と、現在の学問状況には差があるわけですから、包蔵地外にも国府の遺跡が包蔵されている可能性はあるわけですね。

事務局 文化財保護法の規定では、埋蔵文化財包蔵地の範囲外でも、遺跡が発見されれば、発見届を提出しなければならないとされております。

馬場委員 埋蔵文化財包蔵地外だから、国府域を引っ込めるという理由がよくわかりません。

坂詰委員 両者を一枚の図の中に入れるのは難しいと思いますね。例えば、埋蔵文化財包蔵地の地図の上に、もう一枚トレーシングペーパーの様な透き通った図を被せることなども一案です。

馬場委員 一般市民が理解できる注釈を入れればよいです。

坂詰委員 ただし、印刷して市民に配布する場合、被せるなどの手間をかけることは予算的にも難しい。たとえば、色分けをするか、工夫して考えていただいたらどうでしょうか。

いずれにしても、府中市民の方が分かりやすいように。技術的には、表現でできることだと思いますね。

馬場委員 国府周辺域の範囲は、非常に流動的だということが分かれば良いと思います。

坂詰委員 過去には国府域は方形というのが一般的な考え方でした。しかし、府中市が実施してきた発掘調査の積み重ねによって、そうじゃないということがわかってきたわけですから、そういう注釈をどこかに入れておいた方がよいと思います。

武蔵国府では、発掘調査がここまで進んできたから、ここまで国府域全体がわかってきた。だから、全国の他の国府でもこのようになる可能性がある。多国の国府に先駆けてここまで努力してきたわけですから、今後も、更に保存・活用を展開するための努力をしていただきたいと思います。大変なことだと思いますが、全国の国府跡の調査・研究にとっては、先進的な事例になると思います。

会長 猿渡委員何かありますか。

猿渡委員 この国府域の凹んでいる所は、やはり一般市民から見ても不思議に思えるでしょうね。

坂詰委員 今の府中刑務所も、埋蔵文化財包蔵地から外れているのですが、市の依頼に対する刑務所側の協力によって、発掘調査を実施したら、国府と国分寺を結ぶ道路跡が発見されました。ただし、ごく道路の一部が発見されただけですので、現在、府中刑務所の中は埋蔵文化財包蔵地に指定されていない訳です。

会長 (4. の) この①から⑥に分けた地区別対応のやり方そのものは、これで良いでしょうか。

坂詰委員 基本的にはこれで良いと思いますが、先程、中村委員が指摘されたように、この地域とこの地域は一緒にしてしまった方がよいとか、そうではないとかは、今後の更なる検討次第で変わってくるのではないのでしょうか。

また、「最重要地区は、国の指定範囲とその隣接する範囲」とか、凡例をきちんと入れておくことが必要です。

馬場委員 (別紙6の) 神社の東隣の国史跡指定地(四角で少し凹んだ所)は、オレンジ色ではなくて赤色の方がわかりやすいのではないのでしょうか。

事務局 図の作成の仕方によって赤が消えてしまっていますので、赤色が優先されるように訂正します。

坂詰委員 この指針のタイトルは『国史跡 武蔵国府跡の保存管理の指針』と決まっているのですか。

事務局 来年度、国史跡 武蔵国府跡 御殿地地区の保存・整備・活用を含めて、大國魂神社境内を中心とした国史跡 武蔵国府跡全体の保存管理計画を策定する予定となっております。それを見据えたうえで、本指針のタイトルをこのように考えたものです。本来は、ここに「活用」を入れたいのですが、文化庁の国庫補助要綱の名称が「保存管理計画」となっておりますので、それに合わせざるを得ないので、そのような名称となっております。

坂詰委員 この指針のタイトルは「国史跡 武蔵国府跡」となっているので、この名称で、国史跡指定範囲外の国府域全体までふれることはまずいのではないかと。

例えば、御殿地地区は国史跡指定範囲内なので問題ないが、ここで審議しているように、指定地外の国府域全体も含めるのであれば、例えば、「国史跡武蔵国府跡等」のように、「等」を入れてしまえば問題ないと思います。

馬場委員 「等」とすると、「国府」以外が入っているような誤解を与えませんか。

坂詰委員 いえ、「国史跡武蔵国府」という一つの用語ですから問題ありません。

会長 この指針策定の目的の一つに、「国史跡 武蔵国府跡御殿地地区」の保存・整備・活用も含まれていましたよね。

事務局 そうです。ただし、御殿地地区も含めた国府域全体を対象とすることは、全国でも初めてとなりますので、国史跡指定地だけでなく、国府域全体を対象としたいと考えております。

坂詰委員 「等」と入れて誤解があるなら、「国史跡武蔵国府跡及び国府域の保存管理の指針について」とすればよいのではないかと。「国史跡武蔵国府跡及び国府域」なら、問題ありません。また、凡例で、中世の国府でないことを明記し

た方が良いと思います。

会長 あと2回ほど審議をすることとなっておりますので、今日の所はここま
でとします。

次に、報告事項に入ります。(1) 国史跡武蔵国府跡(御殿地地区)保存、整
備及び活用基本計画の策定について、事務局より説明を求めます。

報告事項(1) 国史跡武蔵国府跡(御殿地地区)保存、整備及び活用基本計 画の策定について

事務局 資料2をご覧ください。昨年度、市民主体の懇談会を設置いたしまして、
本年度、市内部の検討協議会に加えて、地元市民と学識経験者を交えた協議会
を設置しました。委員の構成及び任期は記載のとおりです。裏面に設置要綱を
参考として添付しておりますので、ご覧ください。

こちらは、9月14日(金)に第1回を開催し、委員の互選により、協議会
の会長を坂詰先生、副会長を府中観光協会会長の大室会長にご就任いただきま
した。猿渡先生も委員として、ご参加いただいております。

第1回協議会の審議概要をご説明します。

第一に、文化庁から、これまでの史跡整備の事例からすると、おおよその決
まったパターンに基づき、ハード整備を優先してきたが、これだと将来必ず問
題が生ずる。学術的整備が優先された結果、市民から遠い存在になってしまっ
た例が多々あるので、史跡の活用を第一に考えていくべき。特に、地元市民の
皆さんの意見を主体として計画づくりを行うべきとのことでした。

それを受けて、当該地の課題と基本的な方向性としましては、昨年度の市民
主体の懇談会の提言にもありますように、JR府中本町駅前のにぎわいと魅力
ある空間と、史跡の保存・整備の両立が求められております。

いかに府中市のまちづくり全体の中で、御殿地地区を活用していくかが最重
要課題と考えております。

また、ご意見の中では、非常に難しいお話でございますが、JRの協力が欠
かせない、この協議会にもJRに是非出てきてもらえるように、今後交渉して
ほしいと強くご要望をいただきましたし、単なる御殿地地区の整備だけではなく、
府中の中心としてのトータルなまちづくりの中に、この史跡の整備を位
置付けて、活用を主体として考えていくべきだというご意見もいただきました。

今後の進め方として、協議会の下部組織として作業部会を設置することになり、
幅広い市民の立場から忌憚りの無いご意見を交換する会を設置しまして、年
内に作業部会を立ち上げ何回か討論をして、本年度、来年3月までに基本計画

の策定を取りまとめて行きたいと考えております。

今後の予定は、来年度は、国史跡武蔵国府跡の保存管理活用計画、名称は保存管理計画になると思いますが、この策定の中で、更に御殿地地区の基本設計に向けた一步進んだ検討を行います。

平成26年度以降、基本設計、実施設計、保存整備というのを年毎に進めて行きたいと考えております。

以上です。

会長 ありがとうございます。それでは（1）は了承いたします。続いて（2）国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木の現状変更について、事務局より説明をお願いします。

（2）国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木の現状変更について

事務局 昨年12月から今年2月に掛けて、ケヤキ並木の旧甲州街道近くにあります。天然記念物指定地外のケヤキ並木の2箇所（石垣）の改修工事を行いました。それにより、石積みを1段減らし、その分の土壌と被覆植物であるヘデラの除去を行いました。

合わせて外した石垣の代わりに平らな石を敷き、ベンチとして利用できるようにしました。また、ヘデラの代わりに小型の被覆植物のタマリユウを一面に植栽しました。

今年度は、それと同様の工事を、ケヤキ並木の東側は、フォーリスの西側（中）の部分、ケヤキ並木の西側は、京王線府中駅の高架から南側の部分の石垣全てを対象に実施する計画を立てました。

それとは別に、八千代銀行府中支店様の東側と、東京三菱UFJ銀行府中支店様の東側の石垣に、ケヤキの苗木を補植する計画を立てました。

それらの計画は、国指定天然記念物指定地内に実施する現状変更に該当しますので、文化庁に対し、現状変更の許可申請を行い、その許可が降り次第着工する予定です。

以上です。

会長 石垣改修の評判は良かったのですか。

馬場委員 ベンチについては、最初は泥を被ったりするのが嫌で使われないかと思っていたのですが、思ったより人が座って居ますね。

猿渡委員 土の上から雨水が道路に流れ出てしまうので、石垣の下に穴を開け

ておかないと水がたまってしまうと思います。

会長 土の面はいじらないで、石垣だけ下げたということでしょうか。

猿渡委員 そうですね。石垣を下げてそこに土は残っています。

会長 土盛りをしてあるわけですね。

猿渡委員 ええ、それで泥水が被ってしまうのです。

会長 将来的にもこの整備を行っていくのですか。

事務局 京王線高架の北側と府中駅南口第一地区前はまだ計画を立てておりません。

猿渡委員 排水の穴を開けないといけないですね。

馬場委員 石垣工事をする所は、今、駐輪で使っている所ですか。

事務局 はい、「ちょこりんスポット」がある所です。

猿渡委員 「ちょこりんスポット」は止めるのですか。

事務局 「ちょこりんスポット」を廃止するのは、府中駅南口第一地区再開発事業が完成した段階を予定しております。将来的に石垣を無くすために、段階的に石垣を下げていくことが本工事の目的です。

中村委員 元々（石垣は）無かったですね。石垣を作ったのは、いつ頃ですか。

事務局 平成5年から6年頃です。

中村委員 石垣を撤去したら無駄使いと言われないように、十分市民への説明が必要ですね。

猿渡委員 石垣を設置した時は、渡辺紀彦さんが会長の景観整備推進委員会が出来て、そこで議論がなされたと同っております。

会長 （石垣が出来て）ケヤキの根が踏みつけられることは無くなったのですか。

猿渡委員 元々柵がありましたので、踏みつけられることはありませんでした。

会長 それでは、報告事項（２）は了解いたします。続きまして、報告事項の（３）武蔵府中ふるさとまつり２０１２の実施について、事務局より説明願います。

報告事項（３）武蔵府中ふるさとまつり２０１２の実施について

事務局 お配りしております、ふるさとまつりのチラシに基づいてご報告いたします。今年のふるさとまつりは１０月から１１月に掛け、色々なイベントを実施しております。

既に実施したイベントと、これから実施する予定のイベントがありますが、まとめてご報告します。

チラシの表面、１０月７日（日）の武蔵府中ふるさとまつり２０１２ですが、当日の午前中からの雨が中々上がらない状況だったものですから、「府中小唄民踊流し」「武蔵国府太鼓の演奏」、フォーリス前に設けました特別ステージでのイベントは全て中止にさせていただきました。

ただ、雨の中、「越後上越上杉おもてなし武将隊」の方は当日、新潟の方から府中まで起しいただいておりましたので、協議した結果、午後からの演舞の出演を交渉しましたところ、丁度午後１時過ぎ位から好天になりましたので、午後１時半、２時半、３時半と３回ステージの方で演目を披露していただきました。雨が上がり青空で日が射している状態でしたから、大勢の方にステージをご覧いただきました。たまたま、七五三で神社へ参拝された方が帰り道で、この演舞をご覧になっていたようです。また、武蔵府中熊野神社古墳保存会のキャラクターくまじい、おくまちゃんの着ぐるみもステージ脇に出ておりましたので、一緒に写真を撮ったりと、かなり大勢の方にご覧いただけました。

天候に拠らず実施予定の「東北&武蔵府中物産展」は１１時から５時まで各物産を販売いたしまして、大変大勢のお客様にご利用いただきました。

「古代衣装着付け体験」は、広島県府中市からお借りした衣装でしたので、雨天につき中止とさせていただきました。

「発掘お宝展」はフォーリス光と風の広場で１０月１日～１０月８日まで実施しました。最終日は午後３時から武蔵国府発掘最前線と題し市職員（江口課

長)が国司衣装を着て解説をしました。また、午後4時から万葉集の解説と書の実演ということで、今野先生にトークをお願いしました。

こちらは大勢の方に見ていただくことが出来ました、

参加者数は8日間で延べ4800人程度でした。

チラシ裏面の「武蔵府中熊野神社古墳まつり」は先週の13日(土)と14日(日)に天候に恵まれ無事に開催できました。13日(土)は午後5時より前夜祭と題し古墳前に作った特設ステージで古墳コンサートを実施しました。

14日には10時半からパレードやコンサート等を実施しました。未だこちらの来場者の集計は途中ですが、去年は約700人でしたが、今年は1000人前後になると考えられます。やって良かったイベントになりました。

最後に、11月25日(日)に「放鷹術実演会 徳川家康の鷹狩再現」という題で鷹狩を実施します。

今年は大勢の方に鷹匠体験をしていただきたいということで、鷹の状態が良い11月の後半に実施させていただきます。参加者は、去年は10名でしたが、今年は20名の予定で、今日まで募集しています。

以上です。

会長 これの宣伝は広報とかでやったのですか。

事務局 広報に掲載する他、ポスター、ちらしを作成し配布しました。特にポスターはコンポシストに掲出し告知しております。鷹狩のポスターは未だ出来上がっていませんので、近々出来上がり次第、掲出したいと考えております。

会長 鷹狩の参加者が10名~20名ではもったいない。

事務局 体験いただく方は20名ですが、去年観覧していただいた方は約1000人です。今年も同数はお越しいただけるのではないかと思います。

会長 兎か何かを走らせて捕まえさせるの？

事務局 むいぐるみの兎を子供に引っ張ってもらって、それに鷹が飛びつくのと、腕に鷹が飛び乗るというのを体験していただきます。

昨年は野口市長に家康役をやっていただいて、今年は高野市長と市議会議長さんに家康と秀吉の役をやっていただく予定です。

会長 予定は以上ですが、他に事務局ありますか。

事務局 その他事項ですが、本日午後6時10分から52分に掛けて、NHKの首都圏ネットワークで「結構残っているんです！東京都内“古墳事情”」が放送される予定です。熊野神社古墳が取り上げられますので、ぜひご覧ください。

会長 それでは今回の審議はここまでとします。

以上です。

次回、平成24年度の第4回府中市文化財保護審議会は、12月21日（金）の午後3時からを予定しております。

期日が近づきましたら、委員の皆様のご都合を合わせ、実施することといたします。

（資料・図面等につきましては、現在審議中のため公開していないものもありますのでご了承ください）